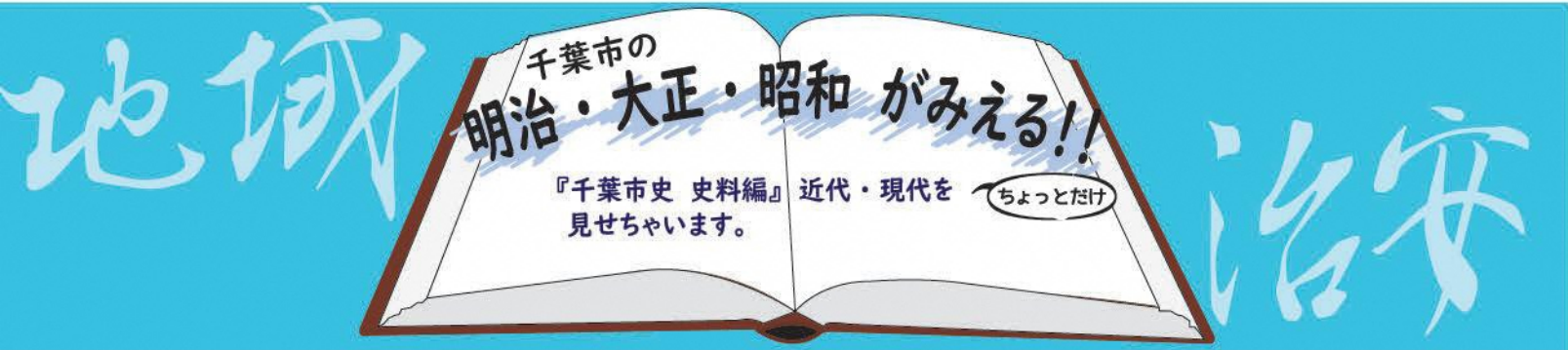




編さん便り

千葉市の明治・大正・昭和がみえる!!.....	1-2
第11回 保安組合と密告箱	
令和4年度企画展こぼれ話	
「芋の記」にみる昆陽神社.....	3
千葉市史主催 講座などのご案内.....	4

Chiba-shishi News Letter NO.29 2022.9



連載中の「千葉市の明治・大正・昭和がみえる!!」、今回は第11回です。『千葉市史 史料編 10 近代1』掲載史料から更に発展させ、現在調査中の『近代2』の範囲までを視野に入れて、解説していただきました(1・2ページ)。

今回ご執筆いただきました町田委員の「保安組合と密告箱」では、実際に小中台町内会にのこされた保安組合の規約から、地域社会のなかで保安組合が果たした(期待された)役割、そして実際の組織のありようを「密告箱」をキーワードに丁寧読み解いていただき

ました。また、保安組合という事例において小中台村がもつ独自性についても触れ、全国的に展開された事柄であっても、それぞれの地域の特色がでる可能性についても示唆しておられます。

前回・今回のように「千葉市史 史料編 11 近代2」で扱う内容も、刊行に向けて続々と明らかになっています。引き続き、ご担当の先生方をお願いして史料やその解説を掲載し、少しでもわかりやすく市民のみなさまへお伝えしていこうと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

第11回 保安組合と密告箱

千葉市史編集委員 町田 祐一

今回ご紹介するのは、大正時代に設置された保安組合と密告箱についてです。

大日方純夫『警察の社会史』(岩波新書、1993年)によれば、米騒動が始まる頃から警察組織は、デモクラシー状況の展開による既存の社会秩序の動揺に対して、民衆の中に警察活動の基盤を広げ、同意と協賛を調達することで秩序を維持する新しい警察の姿を模索していました。この中で、国民に「自衛自警」を認識

させ、警察行政に理解のある篤志団体と警察が協力した「公安」を維持しようと組織された一つが、保安組合でした。

千葉県は設置が進んだ県の一つで、1923年4月に県内の組合員数は18万人に達し、関東大震災の時には自警団を構成する組織の一つになりました。

これまで千葉市の保安組合についての詳しい研究はなく、組織や活動の実態は不明でした。しかし各区有



文書に、各地の保安組合に関する史料が残されていました。ここでは、その一例として小中台町内会文書 5-432 を見ていきましょう。

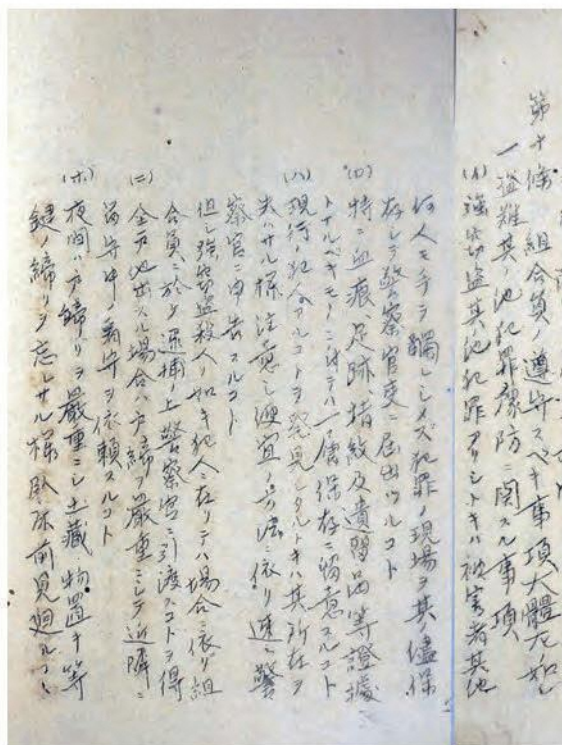
まず史料1は、組合員の遵守事項が記された「規約」の一部です。他の地域も同様の文言であり、千葉県内共通のものであります。これを見ると、盗難その他犯罪予防に関する事項が第一に掲げられており、夜間の戸締りなどのほかに、犯罪の現場保存などへの協力も求められていたことがわかります。

一方史料2は、組合の目的達成のために行う事業を筆書きで追記したもので、この地域独自のものです。注目

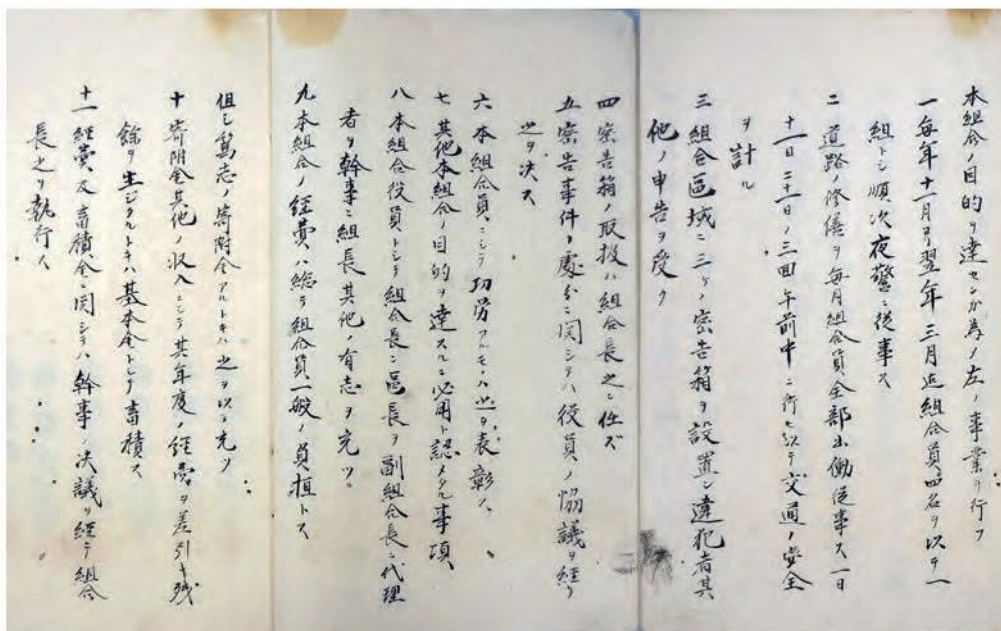
すべきは、一に夜警、二に道路修繕と交通安全、そして三～五に密告箱の運用が記されている点です。この文言によれば、密告箱は「違反者其ノ他ノ申告」を受け付けるとされ、箱の取扱いは組合長の任務、密告事件の処分に関しては役員協議で決まるとあります。様々なことが一部の幹部で決定された、秘密性の高い組織だったことがわかります。事実、この「規約」の後には直筆の個人名と捺印が列挙されており、構成員の「規約」遵守と強い結束が求められていました。

もっとも、密告という文言は、明治時代の衛生組合の規約にも記されており、その行為自体は近代地域社会における治安維持のために用いられた手法の一つといえます（『253 衛生組規約』『千葉市史史料編 10 近代 1』）。また、その他の地域も見ると、密告箱を設置した地域はそれほど多くなく、名称を「申告箱」とした所もありました。これらのことを考えると、高い防犯意識を背景に保安組合を運用し、問題の取扱いを保安組合で処理すると決めた地域に、密告箱が設置されたのだと考えられます。

このように保安組合は、地域の治安維持を目的とした警察行政を補完する組織であり、一部の地域では密告箱を設置していました。これらの史料は、大正期に形成された警察行政を補完する組織の特質について、そして地域社会の治安維持のあり方について歴史的に考えるための貴重な素材といえます。



史料1 (保安組規約) 第十条部分：組合員の遵守事項
1921年9月14日 (小中台町内会文書 5-432)



史料2
(保安組規約)：目的達成のため
に行う事業 1921年9月14日
(小中台町内会文書 5-432)

「芋の記」にみる昆陽神社

当館には、「薩摩芋御仁恵録」と「芋の記」の2冊が一緒に綴られている資料が寄託されています。前者は、「青木文蔵御用薩摩芋作場見分絵図其外書付写」とあり、北町奉行与力である加藤枝直の旧記の写本です。この写本も貴重な資料ですが、今回は後者の「芋の記」を取り上げます。

1 「芋の記」を読む



「芋の記」表紙
(円城寺秀章家文書 3, 当館寄託)

「芋の記」の冒頭は、『先哲叢談』から青木昆陽の伝記部分を書き写されています。『先哲叢談』は、江戸時代初期から宝暦期までの主要な儒者72人の評伝集で、儒者の

原念斎が文化13年(1816)に著しました。

次に、昆陽の賀詞¹の草稿と、加藤枝直の短冊が書き写されています。そして、江戸在府の給知差配役²だった豊田重三郎が、馬加村(現千葉市花見川区幕張町)名主の弥左衛門に、この2つの書を表装して送ること、『先哲叢談』にある青木昆陽の部分の書き抜きを村役人たちへ廻すことが書かれています。

さらに、添え書きとして、豊田重三郎が儒者の杉原平助(直養)に、昆陽神社のご神体として昆陽の書を頂戴したい旨を相談したところ、平助は杉原家に伝来の2枚のうち1枚の書を与えたことが記されています。この書こそ、昆陽の賀詞の草稿だったのです。

以降は、『千葉市史 史料編9 近世』に151号史料として翻刻・掲載されています。安政4年(1857)の昆陽神社遷宮式の祝詞、及び豊田重三郎と杉原平助との間で交わされた、遷宮式執行に関する書簡の内容が書き記されています。平助からは、遷宮式に伴うお供え餅の恵贈、及び青木家への報告などの返事がありました。そして最後に、幕臣で蘭学者の花井虎一が記した昆陽の評伝(刷物)が添付されています。

このように、「芋の記」には、昆陽神社のご神体や遷宮式に関することなど、貴重な内容がまとめられています。

2 杉原平助と青木昆陽

旗本杉原家は代々番方を勤めた家です。杉原平助は、天保11年(1840年)から昌平坂学問所の御儒者となり、幕末の外交にも携わりました。杉原平助と青木昆陽には、どのような関係があったのでしょうか。

杉原平助の父の平左衛門(直休)は、男子のなかった青木昆陽の養子の肇(三郎左衛門)の三男で、杉原家の養子となりました。つまり、杉原平助から見ると、青木昆陽は、曾祖父にあたります。平助は、親族の話または『先哲叢談』の記載などから、同じく幕府の御儒者として活躍した昆陽の事跡を知ったのかもしれませんが。ちなみに、昆陽神社のご神体として平助が渡した書は、過去に青木家から杉原家が譲り受けたものようです。

また、国立歴史民俗博物館所蔵の幕府儒学者杉原平助関係資料の中に、昆陽神社建立願があります。これは、馬加村が寺社奉行に提出した願書の下書きです。青木昆陽による馬加村の試作を契機として周辺にさつまいも栽培が普及したこと、芋神様として崇めてきた昆陽の小社建立は、村一同の念願であることが書かれています³。豊田重三郎が杉原平助に昆陽神社のご神体の書を相談した際、この建立願が平助の手元に渡ったものと推測されます。

「芋の記」によると、杉原平助は、昆陽神社の遷宮式執行を喜び、さらに神社辺りに碑を建てることを豊田重三郎に提案しています。江戸時代に碑が建つことはありませんでしたが、遷宮式から62年後の大正8年(1919)、幕張町の有力者が中心となって、昆陽神社の向かいに「昆陽先生甘藷試作之地」の記念碑が建立されました。

註

1 宝暦12年(1762)12月11日、10代将軍家治の若君誕生の時に作った七夜の賀詞である(平野元三郎『青木昆陽伝』隣人社、1968年)。

2 給知差配役は、給知世話役(与力給知を一括支配)の指示に基づき、給知諸村の支配にあたった。江戸と諸村に配置された(須田茂「千葉市域の与力給知」『絵にみる図でよむ千葉市図誌』下巻、千葉市、pp.193-195、1993年)。

3 乍恐以書付奉願上候(薩摩芋養育御用青木文蔵様の小社建立願につき)、史料番号H-1855-895。昆陽神社は、馬加村の給知差配役の中台弥十郎が主導し、弘化3年(1846)に社殿が建立された(大正5年『幕張町誌』当館蔵)。

(市史編さん担当 土屋雅人)

政令市移行 30 周年記念
令和 4 年度企画展

甘藷先生の置き土産 ～青木昆陽と千葉のさつまいも～

「芋神様」として人々に敬愛された青木
昆陽の実像や、千葉市とさつまいもとの
深いかわりについて紹介します。



青木昆陽肖像画（幕張公民館蔵）

会 期

2022 年 8 月 30 日(火)
～ 10 月 16 日(日)

会 場

千葉市立郷土博物館 2 階展示室

開館時間

9:00～17:00
(入館は 16:30 まで)

休 館 日

月曜日（祝日の場合は翌平日）

2022年度後期 千葉市史主催 講座のご案内

中級古文書講座「江戸時代の村の古文書を読む」

くずし字に慣れ、古文書がある程度読める方を対象とした講座です。全6回。
千葉市内に残された古文書のコピーをテキストとして、くずし字の読解、史料が書かれた背景の
解説などを行います。

定 員 24 名 会 場 千葉市立郷土博物館 講座室
対 象 一般（古文書がある程度読める方）

日 程 11/15(火)・22(火)・12/13(火)・20(火)・2023/1/17(火)・24(火)
募 集 市政だより（10月号）にて募集 10/7(金)必着。
講 師 後藤 雅知先生（立教大学文学部教授）

【申込方法】

往復葉書または電子申請でのお申込みです。
往復はがきの場合は 住所・氏名（ふりがな）・電話番号、講座名 を明記のうえ、
下記 千葉市史編さん担当 までお申し込みください。
葉書の場合、一枚につきお一人のご応募となります。
電子申請の方法ほか詳細は市政だより・千葉市立郷土博物館 HP にてご確認ください。
※お申込み多数の場合、抽選となります。

千葉市立郷土博物館

検索

CLICK!

問い合わせ先

千葉市立郷土博物館 市史編さん担当
TEL 043-222-8231

お宅にのこるその資料、
捨てないで！！



古い書付や写真、民具類など、台風などの自然災害やそのほかの事
情により濡れてしまったり、汚れてしまった資料がありましたら、
その対応のお手伝いできればと思います。これらを捨ててしま
う前に、可能であれば、下記市史編さん担当までご一報ください。お
宅に残る歴史や思い出を、少しでもよい形で後世に残していけるよ
う、できる限りのお手伝いをさせていただきます。

ちば市史編さんだより 29 号をお届けします。本号では、「千葉市史 史料編 11 近代 2」に関わる内
容について、編集委員の町田委員に解説していただきました。これから本格的に内容をつめていく『近
代 2』で、この保安組合の内容が市域の他の事象とどう関係していくのか、史料編の完成が楽しみです。
また、上記のとおり、令和 4 年度企画展ならびに 11 月より開始予定の中級古文書講座について、ご
案内しております。それぞれ詳細は、千葉市立郷土博物館 HP や公式 Twitter、市政だより等にてご確
認ください。多くの方のご来館・ご参加を、こちらよりお待ち申し上げます。（え）

あ と が き

ちば市史編さん便り 29 号 Chiba-shishi News Letter No.29

発行日 2022 年 9 月 15 日
編集・発行 千葉市立郷土博物館 市史編さん担当
〒260-0856 千葉市中央区亥鼻 1-6-1
印刷 株式会社みつわ